

介護老人保健施設豊松苑 短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人水の木会が開設する介護老人保健施設豊松苑（以下「当施設」という）が実施する短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 短期入所療養介護は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、医学管理の下における看護、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護方針に定めるものとする。その他の取り扱いについては、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 豊松苑
- (2) 開設年月日 平成4年4月1日
- (3) 所在地 山口県下関市富任町6丁目17番20号
- (4) 電話番号 083-259-7381 FAX番号 083-259-7382
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3550180024号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 管理者 | 1人（兼務） |
| (2) 医師 | 3人 |
| (3) 歯科医師 | 1人 |
| (4) 薬剤師 | 1人 |

(5) 看護職員	5人以上
(6) 介護職員	17人以上
(7) 支援相談員	1人以上
(8) 作業療法士	1人以上
(9) 理学療法士	1人以上
(10) 管理栄養士	1人
(11) 介護支援専門員	1人（兼務）

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び関係行政等との連携をはかるほか、ボランティア等の調整を行う。
- (7) 作業療法士及び理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画の原案をたてる。

(入所定員)

第7条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数（50人）より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護内容)

第8条 短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護及びリハビリテーション、栄養ケア・マネジメント等のサービスを提供する。

(利用者負担の額)

第9条 指定介護保険サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護保険サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額（一定以上所得者の場合は2割または3割）とする。

その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用（食費・日用品費等）については、その利用者から受け取ることができるるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 短期入所療養介護に係る送迎は、下関市内とする。（離島を除く）

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 当施設の利用にあたっての留意事項を次のとおりとする。

- ・短期入所療養介護利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していくこととする。食費については第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づく利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・面会は、原則として平日の9時から17時の間で施設の定める時間とする。
- ・外出・外泊については事前の申し出を行い、医師もしくは施設責任者の許可を受ける。
- ・飲酒・喫煙については、原則禁止とする。
- ・療養に必要なない物品及び貴重品等の持ち込みは行わない。ただし、管理者が認めた場合については、この限りではない。
- ・外泊時等の医療機関での受診は、緊急やむを得ない場合に限り、当施設の医師の許可を受け受診することができる。
- ・施設内へのペットの持ち込みは、原則禁止とする。
- ・施設内での営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止とする。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、消防計画の作成及びその実行を行う。
- (2) 防火管理者は、契約保守業者による非常災害用の設備点検に立ち会うとともに、設備が常に有効に作動するように自主点検を定期的に行い、あわせて職員に対し設備の使用方法を徹底する。
- (3) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (4) 火元責任者は、担当部署の管理監督を行う。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、管理者は自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第13条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第14条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第15条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人水の木会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第16条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することができないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(身体の拘束等)

第18条 当施設とその職員は、施設理念に基づき原則として利用者に対し身体拘束は行わない。但し、緊急やむを得ない場合においては所定の手続きを経て、責任者の判断のもと身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことができるものとする。この場合においては、利用者若しくは保証人又はその家族等に十分な説明を行ない、同意を得るものとする。

(虐待防止)

第19条 当施設は、利用者への虐待防止、差別の禁止その他人権の擁護のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び委員会（月に1回開催）の設置
役職：虐待防止対策責任者
 - (2) 成年後見制度の利用促進
 - (3) 苦情処理体制の整備
 - (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修（年2回）の実施
- 2 当施設は、サービス提供中に、当施設職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市及び地域包括支援センターに通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護方針については、施設内に掲示もしくは閲覧に供するよう設置する。
- 3 介護保健短期入所療養介護に関する政省令及び通知、並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人水の木会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、

平成18年4月1日	施行	平成20年7月1日	一部改定
平成20年7月24日	一部改定	平成20年10月1日	一部改定
平成20年10月6日	一部改定	平成21年4月1日	一部改定
平成21年8月1日	一部改定	平成21年11月1日	一部改定
平成22年2月1日	一部改定	平成22年4月1日	一部改定
平成22年6月3日	一部改定	平成22年12月1日	一部改定
平成23年7月11日	一部改定	平成23年8月1日	一部改定
平成24年2月1日	一部改定	平成24年4月1日	一部改定
平成24年5月13日	一部改定	平成24年9月1日	一部改定
平成24年10月1日	一部改定	平成25年1月1日	一部改定
平成25年11月1日	一部改定	平成26年5月1日	一部改定
平成26年9月1日	一部改定	平成26年10月1日	一部改定
平成27年4月1日	一部改定	平成27年9月1日	一部改定
平成28年1月1日	一部改定	平成28年2月1日	一部改定
平成28年4月1日	一部改定	平成29年2月1日	一部改定
平成29年5月1日	一部改定	平成29年9月1日	一部改定
平成29年10月16日	一部改定	平成30年4月1日	一部改定
平成31年1月1日	一部改定	平成31年4月1日	一部改定
令和1年10月1日	一部改定	令和2年4月1日	一部改定
令和3年4月1日	一部改定	令和6年4月1日	一部改定